

Title	動物に道徳的権利を？：現代功利主義による動物への権利拡張論に対する一批判
Author(s)	谷口, 隆一郎
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.19, 2001.1 : 363-401
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3472
Rights	

SERVE

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

動物に道徳的権利を？

——現代功利主義による動物への権利拡張論に対する一批判——

谷 口 隆 一 郎

はじめに

二十世紀は権利拡張の時代である。⁽¹⁾一七八九年のフランス人権宣言以降、一部の特権階級のものであった参政権は一般市民である成人男性にも保障され、奴隸制度廃止(二八六三年)後は、基本的人権は白人から有色人種へと拡張され、今世紀になってようやく先進国で成人女性の参政権が認められるようになった。アメリカにおける黒人の人権保障は一九五七年の公民憲法以降である。一九二四年にアメリカ先住民市民憲法が公布されたものの、先住民の権利が集団の権利(group rights)として盛んに議論されるようになったのは一九七〇年代に入ってからである。またこの時期には権利の概念を動物にまで拡張する議論が浮上している。現在この権利拡張は、一九七三年の絶滅危険種保護法以降、自然に対してまで適用され始めており、たとえばアメリカの法曹界においては、人間を含めた動物の生存環境である自然自体が権利を持つという考え方が受け入れられ始めている。⁽²⁾

「人間―自然―神」という三項対立的図式で思考してきた西欧精神は、道徳規範の二つの源泉――すなわち、全被造

物の主権者としての神というユダヤキリスト教世界観に裏付けされた観念と、ヘレニズム精神文化の遺産である理性信仰——から離反するに至った。この図式から神の領域はとうに打ち消され、人間を万物の支配者たらしめていた「理性」の権威は今や威信を失っている。「人間対自然」という図式はもはや二項対立的には捉えられていない。人間は他の動物と同様自然の一成員と見なされる。人間以外の知的動物の存在とその自己意識・言語能力・意思疎通能力の存在が指摘されるようになって、人間と動物とを峻別する境界線はますます不鮮明なものとなつてきているばかりか、境界線の存在そのものが疑問視されている。その結果、人間と動物とを区別する伝統的境界線であつた道徳性は説得力を失つた、と考える哲学者と倫理学者が少なくない。

以上のような経緯に加えて、環境保護運動と菜食主義運動の気運の昂揚に後押しされ、北アメリカを中心とする英語圏では、市民のみならず哲学者や倫理学者たちの間でも動物の権利が盛んに論議されるようになってきている。一口に動物の権利といつてもその主張内容には幅がある。たとえば、動物の権利の擁護者の中には、動物の生きる権利(the right to life)を主張する者もいれば、それを絶対視しないまでも決して否定しない者もいる。しかし、この相違点を除けば、彼らの主張は次の点でほぼ一致している。動物は、人間の福利・贅沢(動物実験・動物を食用として用いること等)や趣味・趣向(狩猟・毛皮取引・サーカス・ロデオ・動物同士を闘わせること・動物園・ペット商店等)のために勝手放題に利用されている状況から解放されて人道的に扱われるべきであり、しかも道徳的権利(利益を平等に考慮される権利)が認められるべきである、という点である。この主張の前半部分に一定の評価を与える人は少なくないであろうが、後半部分を率直に認める人はそう多くはないであろう。しかし、ピーター・シンガー(Peter Singer)とトム・レーガン(Tom Regan)らは、この主張に強固な哲学的基礎を与えようとしており、彼らの議論は多くの場合、うまく組み立てられており説得力がある。そして、人間と動物との境界を取り除き動物にも一定の道徳的権利を認めようとするこのような議論は、人間の固有の在り方を道徳的存在として神の前に立たされっていると考えるユダヤキリス

ト教を始めとする有神論的世界観にとって、真つ向からの挑戦でもある。

本稿で私は、シンガーに代表される動物の（道徳的）権利の功利主義的学説に対する批判を展開する。^③この学説は、喜び（あるいは幸福）と苦しみ（あるいは痛み）を感じる能力こそが道徳的権利の享受者か否かを決定するという観点から、平等とは感覚を備えるすべての生物の「利益に対する平等な考慮」だと考える。したがって、快苦に基づいた利益の保有者が道徳的に扱われるべき（利益を平等に考慮されるべき）存在なのであり、そのような道徳的存在者間の道徳的基準とは利益の平等な比較考慮なのであるから、煎じ詰めれば、人間と動物とを区別する道徳的基準はなくなる。私がこの学説に批判的であるのは、彼らの主張とは反対に、そうした原理が論理的帰結として享受されなければならぬ類のものでなく、むしろ擬似問題であり、道徳という人間だけに特有な「存在の機能」を、人間を含む動物に一般的に共通する「快苦を感じる能力」に還元する、という一種の（存在論的）還元主義的世界観を暗黙裡に前提している、と考えるからである。動物の権利に異議を唱える者たちの批判は概ね擁護者たちの論理的矛盾点を突くことに集中しているのだが、私の批判の核心は、単に彼らの議論が矛盾しているということではなく（もちろんそれも重要な点であるが）、そもそもその議論の基礎付けが根本的に誤っているということにあるのである。私は、この点を論じるために、この学説の世界観とこの学説の論理的矛盾点とを関連付けることによって、この学説の批判を試みたい。

一 動物の権利の擁護

シンガーによる動物の権利擁護論は、功利主義の二つの流れの上に成り立っている。一つは、近代功利主義の父であるジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) の古典的功利主義であり、もう一つは、R・M・ハア (R. M. Hare) の選

好功利主義である。レーガンもほぼこれらに沿って議論を展開している。シンガーは、ベンサム of 古典的功利主義から、「苦しみを感じる能力こそが何らかの存在が平等な考慮を受ける権利を得られるようにするための必須の条件」⁽⁴⁾であり、「感覚をそなえているかどうか、(感覚を、そなえている、という言葉を、苦痛を感じたり、喜びや幸福を感じる能力を言い表す、やや不正確な略語として便宜上用いる)」⁽⁵⁾ということが、利益を考慮すべき存在とそうでない存在とを分ける境界線としてただ一つ弁護できるものである」という「利益に対する平等な考慮の原理」を措定している。シンガーとレーガンによれば、この原理は、ベンサムが『道徳および立法の諸原理序説』(一九八九年)で初めて明確にした原理である。そして、ヘアの功利主義からは次の原理を擁立している。すなわち、道徳的利益が拮抗する場合に先の原理が適用されれば、自分が属するグループ、国家、人種、種(species)等の利益を直感的に優先してしまいがちな事態に、批判的・道徳的思考によつて自らを公平無私な観察者(spectator)の立場に身を置いて公平な観点から関係者全体の利益を比較考慮する、という原理である。本稿では、これを「公平無私 of 観点からの利益の比較考慮の原理」と呼ぶことにする。この章ではこれら二つの原理によつて構成される彼らの理論的枠組みの正当化と、この正当化に基礎付けられる種差別(speciesism)批判を試みる。

(一) 理論的枠組み

シンガーとレーガンによる動物の権利の理論的枠組みは、「倫理の普遍的見地」⁽⁶⁾あるいは「倫理の普遍の様相」とシンガーが呼ぶ一種の功利主義に根ざしている。これは次のことを意味する。すなわち、倫理は、ある社会慣習や様々な社会を横断して存在する宗教の倫理観、あるいは個人的倫理観(倫理的判断と倫理的推論)に帰せしめることのできない性質のものであり、相対的ないし主観的なものではなく、「普遍的に適用されうる」⁽⁷⁾、「一般的な原理」⁽⁸⁾なのである。⁽¹⁰⁾

という見解である。そしてこの見解から「公平無私の観点からの利益の比較考慮の原理」が引き出される。

したがって、この見解は、〘倫理はたまたま住んでいる社会とか個人の価値観に応じて相対的である〙という主張を退ける。〘動物に対する残虐行為は不正である〙と私が言う時、私は単に〘私の社会は動物虐待を否認している〙ということと言いたいのか、あるいは〘私は動物虐待を否認している〙と言っているにすぎないのであろうか。もし前者である場合に生じる難点は、動物虐待を是認している他の社会に住む人と私とでは、合い対立する我々の見解のどちらかを選択する根拠を持ち得ないことであり、両者の間には議論の余地はない。二人はそれぞれ社会の倫理的態度の言明を行っているのであり、共に真理を語っているにすぎないからである。¹¹

しかし、かりに動物虐待を否認してはいいない社会に住む人が「動物虐待は不正である」と主張すれば、そのような社会においては、その人は自分の倫理観を正当化する根拠を持たないということではなく、そもそも事実上の誤りを犯していることになる。「しかし正当化の試みさえあれば、その試みが成功しようがすまいが、それだけでその人の行為は——倫理以外の領域と対立するものとしての——倫理の領域に入ってしまう¹²」のだとすれば、たとえその社会の成員がその正当化を不十分だと考えるにしても、その人の倫理の主張がその社会の慣習だとか伝統とかに基づかない何か異なる倫理的信念に由来するものだとして彼らは推論することはできる。このことは異なる社会の人々の間における倫理上の不一致の場合に当てはまるだけでなく、同じ社会に住んでいるが対立する倫理の主張をしている二人の人の間における不一致の場合にも当てはまる。〘動物虐待は悪である〙という言明が単に倫理的態度の記述であれば、彼らの主張は共に真であるかもしれないし、義であるかもしれないし、どちらかが真であるかもしれない。シンガーは、C・L・ステイーヴンソンの「態度の表現としての倫理的判断」という考えに賛同して、「人は自分自身の態度を表現することによつて聞き手に同じ態度をとらせようとするからこそ、倫理について不一致が生じるのである¹³」と考える。もしそうでなければ、相手の倫理的主張をとやかく言うこと自体意味のないことだからである。したがって、たとえある人が主

観主義的倫理の立場をとって、理性によつてだれでも到達可能な終局点として特定の倫理に客観性を認めることを拒否したとしても、あるいは、ほとんど同じことなのだが、特定の倫理的判断が普遍的に適応可能であるとする考えを否定したとしても、自分の倫理的判断の結果が他の人々に与える影響を考慮する倫理的推論は可能なのだ、とシンガーは考える。

それではその倫理的推論とはどのようなもののだろうか。まず、注意しなければならないのは、「倫理という観念には何か個人を超えた考えが伴っていないなければならないから」、倫理の普遍的見地に立つて関係者の利益が可能な限り比較考慮されなければならず、倫理的推論とはそのための「実質を欠いた全く形式的な原理」である、ということである。そして、倫理の普遍的見地が倫理的推論の前提として容認され、自分にもたらされる利益にとつての考慮の正当化が試みられる時、私益から出た行為に影響を受ける他者の利益をも私益を超えて考慮されることが要求される。すなわち、

倫理判断が普遍的見地からなされなければならないことを認めるなら、私自身の利益は私の利益だからという理由だけでは他者の利益以上の値打ちはないことを認めていることになる。こうして私自身の利益を考慮してほしいという私のきわめて自然な関心は、倫理的に考える時には、他者の利益にまで拡張されなければならない。¹⁶

シンガー（そしてレーガンも基本的にはこれを容認するだろう）は、私が可能な行為として二つ以上の選択肢の間で決定を下そうとしている場合、この前提から展開される倫理的推論には次の三つの段階があるという。¹⁷

(1) 倫理以前の思考段階。

(2) 他者の利益の価値を認める段階。

(3) 関係者の利益に対する配慮ある決定を行う段階。

第一の段階で、私は、まだ何らかの倫理的考察、つまり関係者全員の利益に対する平等な考慮を行っていない状態に
いる。この前倫理的段階から次の段階へ移行しようとする時、どのような意思決定が自分にもたらされるであろう利益
(interests) に適うものかという視点から私は倫理的判断を進めるだろう。第二段階は、私自身の利益は、私の利益だ
からという理由だけでは他者の利益以上の値打ちはない、ということを確認する段階である。すなわち、私益の視座に他
者の利益に対する考慮という視点が加えられることにより、私が関係者全員の利益に関する最善の結果の実現を念頭に
置きつつ倫理的考察をしようとする。第三段階においては、私の決定によつて左右される関係者全員の利益を比較し、
比較考慮し、自分の利益が著しく減少することなく彼らの利益を最大化するような最善の行為が選択される。これが「公
平無私の観点からの利益の比較考慮の原理」である。

注意しなければならないのは、ここで言う利益の最大化もしくは最善の結果とは、古典的功利主義が考えるような、
関係者全体の「快樂の最大化および苦痛の最小化」ではない、ということである。倫理的推論は、選好されたある行為
がその行為者にもたらすであろう利益が、あるいはその行為者の利益の選好が、その行為の結果によつて影響される他
者の利益の選好とどの程度一致するか、という選好功利主義の一形態である。⁽¹⁸⁾ この倫理的推論が示しているのは、「単
純で前—倫理的な意思決定に対して、いったん倫理の普遍的様相を適用すれば最初の段階として、ただちに功利主義的な
立場に到達するということである。このことは、私の考えでは、功利主義を超えて進もうとする人たちに証明の責任を
負わせることになる」⁽¹⁹⁾。

シンガーは、この倫理的推論を「暫定的」⁽²⁰⁾と呼び、現実的には、選好されたある行為によってもたらされる利益が自己意識のある存在と自己意識のない他者の選好によってもたらされる利益との間に不一致なり衝突が存在する場合、この倫理的推論は有効ではない、と考える⁽²¹⁾。しかし、だからと言って、シンガーらは倫理的推論が自己矛盾するとは考えない。彼らにとつて倫理の普遍的様相とは、まさに倫理的推論の第二段階を意味するのであつて、倫理判断を導く形式的原理なのである。とはいえ、自由、正義、愛、基本的人権、生命の尊厳等の理念は、すべての人の利益選好の対象ではあつても、原理として、その他の（比較的価値の低い）利益との比較および選好の考慮の対象にはならず、選好功利主義とは両立しない。しかも、これらの理念が文化によつてその意味内容がしばしば異なることを思えば、たとえ選好の対象に含まれるとしても、諸異文化の基底である文化的に異なる理念の間で選好順位を付けることは容易ではない。だとすれば、倫理的推論は問題解決に普遍的に結びつくわけではない、ということになる。この点は重要である。次章で論じるが、もし倫理の普遍的見地が常に普遍的に適用可能な一般原理ではないのならば、シンガーらはこうした功利主義の限界を超えてあくまでも倫理の普遍的見地にとつて進もうとすることに對して証明の責任がある、ということになる。しかし、彼らはそのような証明を何ら示唆してはいない。

以上が「公平無私の観点からの利益の比較考慮の原理」の意味するものである。この原理の核心は、倫理判断は公平無私の観点に立つて、私の決定によつて影響を受ける関係者の利益に対する平等な考慮の結果でなければならぬ、ということである。それでは「利益に対する平等な考慮」とはいったい何を意味するのか、次に検証しよう。

「利益に対する平等な考慮の原理」は、利益を考慮すべき存在とそうでない存在とに分ける唯一の境界線であることまづ理解しておく必要がある。通常これは、人間（ホモ・サピエンスの構成員）の間での平等な考慮と人間以外の感覚を備えた動物に対するわれわれの道徳的考慮に関する原理であつて、無脊椎動物および植物等の下等生物に対しては適用されない。ここでは人間の間での「利益に対する平等な考慮」を取り上げ、その他は次節以下に譲ることとする。

シンガーは、何が人間の平等の基礎でありうるのかという問題に答える上で、しばしば誤って基礎と見なされるような、人間に備わった事実上の特徴（人種や性）や生得的能力（IQ、合理性、道徳的人格等）、あるいは機会均等という考え方に人間の平等を基礎付けるならば、われわれは却って不平等主義に帰結する、ということを主張することで間接的にその問いに答えようとする。

シンガーの議論の組み立てはこうだ。事実上の能力や特徴の程度に依じて人々の利益に対する考慮に違いがあつてよいとする社会は、より優れた人々がそうでない人々よりも常に優遇される階層社会であり、人種差別や性差別に基づく恐ろしいものに思えるだろう。⁽²²⁾たとえ人種差や性差の生物学的仮説を認めたとしても、社会的条件や環境によりこの差は大きくもなり小さくもなることは疑いない。もし、人種差別や性差別の根拠としてこれらの遺伝的差が重要だというのなら、差別のない平等な社会の実現を目指す限り、女性や黒人は、「遺伝的に不利な彼らの境遇にたいする保障として、よりすぐれた環境を持つべきだとも言えるのである」⁽²³⁾。シンガーは、事実上の特長に基づく平等な取り扱いは「人間が持っている多くの重要な利益、たとえば苦痛を避ける、自己の能力を發展させる、食住の規範的必要を満たす、他人との友好的で愛情あふれる人間関係を楽しむ、さらには他人からの不必要な干渉を受けずに自分の計画を自由に遂行する、といった利益と全く無関係である」とし、人種差別や性差別に見られる生物学的相違（IQ、合理性）と（心理的差の）優劣に基づく議論はそれを不可能にしてしまう、と正しくも主張する。

このような基礎付けにみられる論理的誤りは、「人間の相違が、人種や性によるものではなく、個人的なものである」とは見ずに全体の成員に共通していると考える点である。確かに、何らかの方法で人種別とか性別で測定されるIQやその他の生得的能力の値はあくまでも平均値の域を出ないのであつて、黒人と比較して白人がだれでも高いIQを示すと言うことはできない⁽²⁶⁾。同様に、女性は社会的情感的な性格により優れ、男性はより攻撃的であるとか視覚・空間的能力により優れている、という信憑性のある研究結果が得られたとしても、そのような男女差は「平均を考える時のみ現

れるものである²⁷⁾。したがって、人種差別や性差別を禁止する平等の原理を人間の間に厳として存在する個人的相違に基礎付けることはできない。それでは何に基礎付ければよいのか。

シンガーは、人間の平等を「利益に対する平等な考慮」に基礎付ける。その意味するところは、先述の倫理的推論の第三段階とほぼ同じであるが、これには次の二点が追加されねばならない。

第一に、「利益に対する平等な考慮とは、平等な取り扱いを命ずるのではないという意味において、平等についての最小限の原理²⁸⁾」であつて「徹底した平等主義原理ではない²⁹⁾」ということである。この原理は、平等主義的な結果をもたらそうとして、逆に不平等な結果を生み出すことがあることに注意する必要がある。地震で片脚を失った人の重傷を負ったもう一方の足に一人分しか残っていない医薬品を投与してもせいぜい指の切断をくいとめるだけである場合、脚に傷を負つてはいるがその医薬品で治療しさえすれば切断するという最悪のケースを免れるもう一人の犠牲者のようにそれを使用するほうが、足の指を失うことよりも脚を失うことのほうが不利益が大きいと仮定すれば、「公平に考えて、我々の行為によつて影響を受ける人々の利益をより増進させることになるだろう³⁰⁾」。彼女に医薬品を与えなければ、二人とも片脚を失うこととなり、逆に与えれば、彼女は両脚を得るが、すでに片脚を失っている人は片脚を失つた上にもう一方の足の指を失うこととなる。つまり、非常な苦痛に増して足の指を切断することによる苦しみよりも、さほど痛みを感じていない人が片方の脚を失うことによる苦しみの方が選択されるのである。この状態は、「一人は非常な苦痛にあえいでおり、もう一人はならん苦痛を感じていないという事態になる代わりに、二人の人が共にわずかの苦痛を感じている事態が得られる³¹⁾」という、経済学でいうところの限界効用遞減の法則に一致する状態とは非常に異なる。完全な平等を求めるなら、それぞれ片脚を失うことが二人の福祉にとつて平等な状態である。

しかし、「利益に対する平等な考慮の原理」は、この状態をわれわれに避けさせ、非常な苦痛にあえいでいる人にとつては不平等と思われる結果を生み出す行為をわれわれに取らせる。なぜなら、その非常な苦しみよりも誰かが脚を失

うことのほうがより大きな苦しみだからである。つまり、一人分の医薬品による治療行為が彼ら二人にのみ影響を与え、しかも非常に苦痛にあえいでいる人が得る利益よりも一人がこうむる損害のほうが大きいならば、その行為は避けるべきである、という倫理的推論がここには適用されている。「つまり、ある可能な行為がXとYにのみ影響を与え、しかもYが得る利益よりもXのこうむる損害のほうが大きいならば、その行為はしないほうがよい、ということである」⁽³²⁾。

第二の点は、平等の比較考慮における「苦痛を取り除く究極的な道徳的理由は、単に苦痛そのものが望ましくないとということ」⁽³³⁾であつて、人種だとか性はもちろんのこと、その苦痛が誰のものなのかは全く考慮されない、ということである。

利益に対する平等な考慮の原理は、さまざまな利益を公平に計るための秤の役割を果たす。真の秤は、利益の強いほうを、あるいは同種類の利益が複数あり、そのいくつかがましまれば数少ない利益よりも重要になる場合には、そのいくつかの利益のほうを優先する。が、秤は誰の利益を計っているのかについては、全く考慮しないのである⁽³⁴⁾。

「利益とは、誰の利益であろうとも、利益である」⁽³⁵⁾。シンガーは、人間とそれ以外の動物の利益を比較考慮する場合にもこの原理を適用する。

われわれは次節で、利益を考慮すべき存在とそうでない存在とに分ける唯一の境界線であるとシンガーが考える「利益に対する平等な考慮の原理」が、人間と動物とを差別する見解にどう反論するのかを見ることにする。

(二) 種差別

シンガーらが「種差別 (speciesism)⁽³⁶⁾」と呼ぶ見解とは、ホモ・サピエンスとしてのわれわれ種の構成員の生命には他の動物と峻別される特別でより重要な価値があり、人間の楽しみと便益のためならば、動物に苦しみを与えたり彼らの利益を奪つたりすることは道徳的に許されるとする見解のことである。⁽³⁷⁾しかし、いったん「利益に対する平等な考慮の原理」が平等の基本原理として受け入れられたならば、お互いの利益が衝突した場合に自分たちの種に属するものたちの利益のほうを他の種に属する者たちの利益よりも重視することは認められない。したがって、われわれにとつて動物を殺すことが食料を得るといふ利益のための唯一の方法でない限り、⁽³⁸⁾そして動物実験を行うことが科学の進歩と、その結果としての人類の生命の存続のための唯一の方法でない限り、つまりこうした行為は必然的にカテゴリーカルな要請ではなく他の方法によつて代替可能であるのなら、人間の生命の質の向上の為に関係する動物の福祉（根本的には、生きる権利）を犠牲にすることは道徳的に許されないとはいふ。

このような見解の根底には、感覚を備えている（脊椎）動物にも人間と等しく「何かを苦しんだり楽しんだりする能力」⁽³⁹⁾があり、この能力は「そもそも利益を持つための不可欠の要件」⁽⁴⁰⁾であつて、「ある存在が苦痛を感じるならば、その苦痛を考慮しないといふのは道徳の立場からは許されない」⁽⁴¹⁾といふ「利益に対する平等な考慮の原理」が働いている。

シンガーとレーガンの動物の権利擁護論は、煎じ詰めると、道徳的権利が快苦を感じる能力以外の何かに基礎付けられれば、われわれ人間のある者の福利は他の者の福利以上には考慮されない事態が常に生じる、という論法に依拠している。確かに、個人としてのホモ・サピエンスの成員の利益を、社会契約を結ぶ能力、言語能力、知能（理性・知性・

I Q)、人種や男女間の生理学的・心理的能力差などの遺伝的な能力、あるいは意識の有無で区別するならば、明らかに、これらの能力において劣る人々の利益に対する考慮は行われ難く、差別が生じることは容易に理解できる。

この点においてはシンガーとレーガンの批判者たちはある程度賛同できるだろうが、彼らが戸惑うのは二人がこの論法を人間と動物との福利の相違の否定にまで拡張する点である。二人によれば、苦痛を感じる能力という点では、人間と同じような神経系を持つ脊椎動物と人間とでは類似性はきわめて高い⁴²。その他の特性においても、人間と動物とを峻別することはできないのだという。たとえば、言語能力が未発達の人間の幼児は成長した哺乳類と同じかそれ以上の特性など持っていない⁴³。生態実験に関して言えば、「成長した猿や猫、鼠といったような動物は、自分に何が起こっているかを人間の幼児よりもはるかに意識しているし、自己統御力もずっとまさっており、またわかつている限りでは、苦痛に対する感受性も同じくらいあると言えるからである⁴⁴」。しかしだからと言って、われわれ人間は、一部の動物の替わりに、「新生児や精神遅滞児から靴を作ったり、スープを取ったりしてもかまわないと言うものは誰もいない。また、ダウン症の幼児は他人の目的を達成するための単なる手段として用いてもかまわないと信じている者も誰一人としていない⁴⁵」。しかし、シンガーとライダーおよびレーガンによれば、こうした態度こそが、「自分自身が属する生物種の成員の利害に有利であるが、他の生物種の成員の利害には不利であるような偏見あるいは偏向的態度⁴⁶」にほかならない。したがって、快苦を感じる能力に基づく利益に考慮する限り、つまり動物を人間同様の考慮に値する利害を持った感覚能力のある存在であると見なす限り、子犬を生態実験に使うことは生後六ヶ月足らずの孤児を使うこととほとんど等しく道徳的に許されないのであり、ひいては動物を人間の利益（より厳密には、生命の質の向上）を追求するための単なる手段として苦しめたり、場合によっては死に至らしめるようなことは断じて許されないのである。

基本的には以上が種差別批判者たちに共通する見解である。しかし、種差別反対論は、いかなる条件の下においても、人間と動物との福利の相違を否定するかどうかで二つの立場に分かれる。一つは、反種差別主義を生きる権利から引き

出そうとする立場であり、もう一つは、生命の価値に優劣を認める立場である。レーガンは前者に、シンガーは後者に当たる。

まず、快苦を感じる能力に基づく利益の平等な考慮を生きる権利に求めるレーガンの種差別反対論を見てみよう。レーガンは、他の条件が等しければ、動物の利益に対して人間と同じだけ考慮される権利を動物に認めるのだが、この権利は、彼が、快苦を感じる能力を持つ動物の生存に対する自然権を承認することに由来している。この意味するところは、動物の苦しみが人間の快樂よりはるかに強くて長く持続するものであろうとも、動物が人間のために命を奪われることは、今まさに死刑を執行されようとしている囚人以外のすべての人の生きる権利が否定されないほどに、許容できないということなのである。種の違いによつて生じる生きる権利の優劣は、快苦を感じる能力を持ち合わせている（脊椎）動物の間においては存在しない、というのがレーガンの立場である。⁴⁷ 反種差別主義者たちは、脊椎の有無に言及する以外、いったいどの種の動物が人間と同じ（ような）痛みを感じる事ができるのかということに関して、明確な判断基準を示唆してはいない。私には、ある種の無脊椎動物もある種の脊椎動物とほぼ同様に痛みを感じているように思える。そう考えたところで、少なくとも私にとつて、何の支障もない。たとえば、海老のような甲殻類でも痛みを感じる事が認められるのであるが、海老は無脊椎動物であるという理由で、海老の痛みは、その神経系統の非類似性において、人間が感じる痛みとは質的に異なるというのであれば、蛇の痛みとも質的に異なるということになる。しかし、両者の痛みに質的差異を認めるにしても、その両者にとつてはもろろん、われわれ人間にとつて、いったいぜんたいそれが現実的にどのような影響を与えるというのであろうか。いわんや、人間の痛みと蛇の痛みの差異と、人間と海老の痛みの差異との間にどのような質的違いがあるというのであろうか。明らかに、脊椎の有無による神経系統の違いという境界線は必然的に要請されるものではない。シンガー自身が認めるように、確かに、「恣意的に引かれた道德上の境界線には一つとして確かなものはない」⁴⁸のだ。

「シンガーは、この問題を回避するために、人間以外の動物の生命の価値に対して人間の生命の価値の優位性を認める。シンガーによれば、種差別は「苦痛を避けるとか快楽を経験するとかの利益を問題にしている時」⁴⁹には明快に否定されるが、「生命が問題となつてゐる時にこの原理（利益に対する平等な考慮の原理）を適用しようとする」と、さほど明快な議論ができなくなる⁵⁰。「生命の価値の問題となると、それほどの確信を持つて、生命は生命であり、人間の生命であれ、動物の生命であれ、等しく価値がある、とは言えない」⁵¹のであつて、人間のように「自己意識を持ち、抽象的に考えたり、将来の計画を立てたり、複雑なコミュニケーションを行うことなどができる」とすれば、このような存在の生命は、そのような能力を持たない存在の生命よりも価値があると主張しても、種差別にはならない⁵²のだという。なぜなら、「種そのものを根拠にして、ある生命が他の生命よりも価値があると考えているのではないからである」⁵³。それでは何を根拠にしているのであろうか。

ある種の生命が他の種の生命よりも優先されるという価値の序列は、まず、「理性的で自己意識のある存在」⁵⁴、つまり「人格」の生命の価値が優先され、次に、「意識的な経験を持った存在」⁵⁵の生命が意識を持たない生命に優先され、最後に、快苦を感じるかどうかによつて、付けられる。したがつて、植物の生命よりは動物の生命が、海老の生命よりは蛇の生命が、動物の生命よりは脳に障害を持つ成人と自己を意識できるまでに至つていない幼児を除く人間の生命がより価値がある、ということになる。つまり、「生命の価値に関する問題を論じる時に、自己意識が決定的に重要である」⁵⁶。問題は、自己意識、つまり人格を有する動物とそうでない動物との境界線は現実的にはどこで引かれるのか、ということである。シンガーによれば、魚、爬虫類、それに鳥などの動物は、「おそらく意識は持つていても、人格であるとは言えない動物」⁵⁷なのであるから、これらの動物とそれらよりも高等な動物の中の自己意識を持ったもの（たとえば、犬、イルカ、チンパンジー、ゴリラ）との間に境界線は引かれる⁵⁸。

このように境界線を引くことで、どのような事態が生じるのかを知つておくことは重要である。「人間以外のある種

の動物は人格である」⁽⁵⁹⁾ かつ「われわれ自身の種の成員の中にも人格でないものがある」⁽⁶⁰⁾ という連言命題は、たとえば次のことを含意する。数千人の命を救うために重大かつ回復不可能な脳の損傷を受けた植物状態の孤児を人体実験に使うことは、自己意識を持たない数匹の動物を数千人の命を救うために生態実験に使うことと同様、正しいことになる。⁽⁶¹⁾ なぜなら、植物状態の人間は持つているが、これらの動物は持つていない特質で、道徳に関わる特質は何一つないように思われるからであるという。⁽⁶²⁾ 自己意識のない動物を生態実験に使いながら、自己意識のない人間に人体実験をしてはならないと思つてゐる人は、種差別を容認していることになる。⁽⁶³⁾ シンガーの種差別反対論を受け入れる者はだれでも、不要な動物実験の激減を期待できると共に、通常われわれが感情的に受け入れられない人体実験の増加をも受け入れなければならないだろう。しかし、このことは、日常生活におけるわれわれの現実的直感に反した奇妙な帰結であると言わざるをえない。

このような奇妙な主張は、シンガーが快樂の「存在先行説」および「総量説」と呼んで区別する、功利主義の二つの見解にも見いだすことができる。⁽⁶⁴⁾ 前者は、「理性的で自己意識を持った存在は個であつて、自分自身の生を送つており」、⁽⁶⁵⁾ 「生きることへの欲求」⁽⁶⁶⁾ を持つてゐる場合、つまり自分の存在が持続することを選択している場合、⁽⁶⁷⁾ その存在の快樂は単なる快樂の経験としてではなく、他の存在の快樂とは全く区別されるがゆえに代替不可能であるから、その存在から命を奪ふことはいかなる場合でも不正である、という見解である。存在先行説では、人格としての生命の質を問題とする。これに対し、総量説では、自分を独自の存在として意識していない存在の、快樂と苦痛の差し引き量、ないし社会全体の快樂の総量を問題とする。ある非人格的存在の生命が奪われても、その死がもたらす損失は、それが生きていれば得られたであろう快樂と等しい快樂を持つことができる自己意識を持たない別の存在で補ふことによつて償ふことができる、というのが総量説である。「この見解をとると、現に存在する者に対して行われた不正をまだ存在していない者に恩恵を与えることで償ふことができる」⁽⁶⁸⁾ ということになる。そうなると、自分の生命を維持し続けることを望むこ

とができないほどに脳に障害がある成人に人体実験することで得られる結果が、イルカの大群の生命を救うための考えられる唯一の方法である場合、シンガールの功利主義は、その障害者の死によって失われる快楽を、将来その障害者と同程度の障害がほぼまちがいなく期待される新生児を誕生させることで償うことを必ずしも不正だとは言わないであろう。なぜなら、自己意識があるイルカの利益も自己意識のない障害者の利益も「比較される利益そのものには何の違いもない」⁽⁹⁾からであり、道徳的判断においては、利益の平等な比較考慮が問題とされるのであって、種の違いが問題とされるのではないからだ。そもそもシンガールの種差別反対の「議論の目的はむしろ動物の道徳上の地位を高めることであつて、誰であれ人間の地位を引き下げることではないということである」⁽¹⁰⁾。しかし、このように見てくると、人間の道徳上の地位を引き下げることなく動物の地位を高めるといふその目的は達成されているかどうか怪しく思えてくる。

二 権利と世界観

以上、われわれは、シンガールとレーガンに代表される動物の権利擁護論を批判的に検証した。彼らは、平等をすべての人間が共通に持っている特質に基礎付けようとするれば、そのような最大公約数的特質は動物によつても共有されるということを示すことで、ある動物たちが利益を平等に考慮されるに値する存在であると論じる。この場合の最大公約数とは、快苦を感じる能力にほかならない。そして、人間を含む動物にとつて快楽は利益である。ここからシンガールは、動物は利益に対して権利を持つという考えを引き出す。一方レーガンは、動物の権利を生存に対する自然権であると考える。レーガンのように、権利を生存に対する自然権に求めようとするれば、複雑な哲学的議論に立ち入らざるをえなくなる。そこでシンガールは、ベンサムに従い、動物に対する平等を権利の本性とは何かという面倒な哲学的議論に立ち入

ることなく考察しようとする⁽⁷¹⁾。したがって、シンガーは、権利とは何かという問題を、平等な扱いを受けられる存在であるための必要条件とは何か、という問題に置き換えてしまうのだ。この章において私は、初めに、この条件を明らかにすると伴に、この条件を組み立てている論理がもたらす倫理的意味の問題点を指摘し、次に、シンガー・レーガンの倫理学の問題点をこの倫理学が暗裡のうちに依拠している世界観と関連付けながら論じることしよう。

(一) 動物の権利に対する反論

シンガーとレーガンによれば、われわれのほとんどが種差別主義者である⁽⁷²⁾。それにもかかわらず、「動物の解放」および「動物の権利」の運動は着実に賛同者を増やしている。カナダの哲学者マイケル・A・フォックスは、以前、「動物の解放」——一つの批判」と題する、シンガーとレーガンを批判するためにこれまで書かれた論文の中ではおそらく最も有力な論文を書き、その中で動物実験と肉食を認めていたが⁽⁷³⁾、現在では立場を変えて菜食主義者となっている⁽⁷⁴⁾、ということはそのことを物語っている。正しくもフォックスは、シンガーとレーガンの戦略は次のいずれかの立場にわれわれを立たせることだと断じた⁽⁷⁵⁾。

(a) 動物の解放ないし権利についてのシンガーとレーガンの主張を論駁する。

あるいは、

(b) 種差別主義者であることを自ら認める。

まちがいでなく、フォックスは当初(a)の立場に立っていた。この立場の意味するところは、シンガーとレーガンの論

証を個別に論駁することではなく、二人に共通する基本命題と論証を論駁することにある。というのも、動物の権利を生存に対する自然権に帰すかどうかで意見を異にする点を除けば、二人ともほぼ同じ立場に立っていると見てよいからである。

そこで、これらをまとめておこう。まず、基本命題は次のようにまとめられる。

- (1) 倫理は普遍的見地から適応される。
- (2) 利害の比較考慮は公平無私の観点からなされる。
- (3) 利害は平等に比較考慮される。
- (4) 道徳的権利が付与されるための必要条件は、快苦を感じる能力である。

これらの命題を要素とする集合を集合Aと呼ぶことにする。これら基本命題の詳しい説明は既に見たので、それぞれの要点だけを再確認しよう。(1)は「倫理の普遍的見地」とわれわれが呼んだ原理である。すなわち、倫理的判断を行うときに、普遍的に適応されうる一般的な原理から始めなければならない、ということである。(2)は「公平無私の観点からの利害の比較考慮の原理」である。すなわち、公平無私な立場に身を置いて公平な観点に立つて、私の決定によって左右される関係者全体の利益を比較考慮する、ということである。倫理ないし道徳とはそういう原理のことである。⁽⁷⁶⁾(2)に「利害」を説明する命題(2)が補足される。すなわち、

- (2) 比較考慮される利害とは快苦である。

つまり、快適であることが利益であり、苦しみは害悪である、ということである。(2)は、集合Aのどの要素からも導き出せない命題であるばかりか、(4)を支える根本的命題である。これらの命題(2)と(2)を結合して(2)としよう。そして、命題(3)は、「利害の平等な比較考慮の原理」である。注意すべきは、利害それ自体が比較考慮の対象であつて、その利害が誰(あるいは何)のものであるかに関係なく、等しく考慮の対象とされる、という点である。つまり、快苦に基づく利害の比較考慮は平等に行われなければならない。利害の平等な比較考慮の原理は、命題(1)と(2)によつて含意されている。(4)は、利害を平等に考慮されることが道徳的権利の意味することである、という間接的意味合いを含んでいる。しかし、「道徳的」とは何かについては、説明がなされていないのは驚くべきことである。あえて言えば、それは(2)の原理を指すものと思われる。そして、倫理の根本的尺度は、快苦に基づく利害であるとして、集合Aに対して言わば外から与えられるのであるから、したがつて、(4)は集合Aに対してのみ有意味である。

次に、動物の道徳的権利擁護論と種差別反対論を下支えしている論証を以下のようにまとめてみよう。まず、この場合の動物とは脊椎動物のことである。すなわち、(i)ある動物が脊椎動物であるならば、それは快苦を感じる。(2)により、(ii)苦しみと快適さを感じることができる動物にとつて快適であることは利益である、いう言明が成り立つ。(i)と命題(3)によつて、(iii)脊椎動物であるならば、その利害は平等に比較考慮される、と言明できる。さらに(3)によつて、快苦を感じる動物の利害同士の比較考慮についての無差別性が導かれる。すなわち、(iv)快苦に基づく利害は、動物の利害であろうと人間の利害であろうと、利害であることにおいて区別されない。すなわち、人間の快苦に基づく利害が考慮されるならば、同じく動物の利害も考慮される。(iv)は、感覺能力を備えた動物の利害と感覺能力を備えた人間の利害との平等な比較考慮を含意する。ここで、比較考慮される利害の序列を可能にする命題が導入される。すなわち、(v)自己を意識できる能力を備えた生命の存続に関わる利害と、感覺は備え持つが自己意識がない生命の存続に関わる利害とは、前者の方が優先される。この命題は(2)に対する追加命題である。さらに、(v)によ

り、道徳的権利を受けるための十分条件が(4)に追加される。すなわち、(vi)道徳的権利を受けるための十分条件は、自己を意識できる能力である。これらを列挙すると次のようになる。

- (i) ある動物が脊椎動物であるならば、快苦を感じる。
- (ii) 脊椎動物にとつて、快適であることは利益である。
- (iii) 快苦に基づく利害は、人間の利害であろうと他の脊椎動物の利害であろうと、平等に考慮される。
- (iv) 脊椎動物の利害は平等に比較考慮される。
- (v) 自己を意識できる能力を備えた生命の存続に関わる利害は、感覚は備え持つが自己意識がない生命の存続に関わる利害に優先する。

(vi) 道徳的権利を受けるための十分条件は、自己を意識できる能力である。

(i) から(vi)までを要素とする集合を集合Bと呼ぶことにする。(iv)と(v)は矛盾しているのではないことに注意することが大事である。利害に対して平等に比較考慮するとは、比較考慮の平等な結果を意味するとは限らないのであり、価値の異なる利害に対してであっても同じ考慮を与えるということではおかしい。しかし、これら二つの命題は矛盾しているようにも見える。というのは、これらの命題が意味するのは、利害は誰(何の)の利害であるかは問題とならないが、自己意識を有する存在が道徳的権利を獲得する上で単に快苦を感じる存在より優位に立つ、ということだからである。しかし、シンガーとレーガンによれば、自己意識を有する存在は、人間だけに限らないのであって、他の動物の中にもいる。したがって、自己意識は特定の種に特有な能力なのではない。ゆえに、自己意識の能力による利害を比較考慮することは、快苦による利害を比較考慮することと同様、特定の種の利益に肩入れすることにはならない。このよう

な主張の背後には、これらの能力を個体の能力として扱うという視座が存在する。

この視座は、シンガーとレーガンが集合Aと集合Bから導き出される、種差別を否定する命題を理解する上で重要となる。この命題を(vii)で表そう。

(vii) ホモ・サピエンスという生物種に道徳的優位性は一切認められない。

ここでいう道徳的優位性とは、快苦を感じる能力による優位性であり、自己を意識できる能力による優位性である。シンガーとレーガンは、これらの能力がホモ・サピエンスという生物種に備わっていないなどと主張しているのではない。ホモ・サピエンスという生物種の成員ならば誰でもこれらの能力を持つと言うことは事実には反している、と主張しているのである。それらの能力に限らず、すべての能力は、何よりもまず個体の能力であって、その個体が属する種の能力ではない。そうでなければ、個体がある能力を欠いているがために、通常それが属していると考えられている種の成員とは見なされない事態が起きる。種の成員であることは、何かの能力を有することではなく、生物学ないし遺伝子学上の分類に過ぎない。言い換えると、こうした分類によって得られるメンバーシップは個体の能力を保証するものではない。したがって、道徳的優位性は、種の違いではなく、個体の感覚能力と自己意識の有無によるのである。

以下、このように集合Bに(vii)を加えることで得られる集合を新たに集合Bと呼ぶことにする。集合Aと集合Bはそれぞれ矛盾した集合ではないので、この新たな集合Bも矛盾してはいない。実のところ、集合Aと集合Bは(a)における「主張」の内容である。(a)における主張には種差別が道徳的に許容できない誤りであるという主張が含まれている。(b)を受け入れることは、直接的には命題(vii)を否定することを意味する。つまり、ホモ・サピエンスという生物種に道徳的優位性を認めているということである。しかし、集合Aと集合Bが与えられている時、すなわちAかつ

Bである時、(vi)の否定は不可能である。したがって、たとえ(a)の立場をとったとしても、(a)における主張が形式的に真である場合には、(b)の立場に立たざるをえない。このように、シンガー・レーガンの考えでは、彼らの主張のほとんどの部分を論駁できたとしても、その主張に含まれる反種差別論を論駁できなければ、たちまちわれわれは道徳的批判に晒されることとなる。その結果、われわれに残された選択肢は、動物の扱いに対する自らの考えと態度を改めるか、あるいは欺瞞的であり続けるしかないであろう。

しかし、われわれが(a)の立場に立つことが、即座に(b)を否定することに結びつかない。なぜなら、(b)を受け入れ、かつまた(a)の立場に立つことは可能だからである。というのも、われわれが種差別主義者であることを認めることと、種差別主義者たるわれわれが何かの法的権利を動物に与えることとは、論理的にも現実的にも、相反することではないからである。したがって、(a)と(b)の関係は二者択一関係ではない。自分が種差別主義者であると認めることは、ホモ・サピエンスという生物種に道徳的優位性を認めることに意味するにしても、(a)における主張を形式的真理以上のものと認めることを意味するのではない。集合Bは集合Aが前提される時のみ成り立ち、(vii)は集合Bの中で真と見なされる。(b)を受け入れたフォックスは、シンガー・レーガンの主張を受け入れることとなったが、それは彼が(a)と(b)の関係を二者択一関係だと誤って理解したためだと思われる。

しかし、シンガー・レーガンの論証には一貫性があると言わざるをえない。この一貫性は、われわれが彼らの論証を必然的に受け入れることを要請しうるのだろうか。シンガーは、少なくとも集合Aを受け入れなければ道徳について議論する資格がわれわれにはない、と主張しているのである。シンガー・レーガンの主張に反して、われわれが、動物の扱いに対して欺瞞的であることなく、人間の道徳的優位性を認めることはどのようにして可能だろうか。そのために二つの方法がある。第一に、集合Aを否定ないし拒否すればよい。第二に、シンガー・レーガンによる動物への権利拡張論が実際にわれわれの現実にどのような許容困難な変更を迫るのかを考えてみればよい。まず、後者を検討すること

から始めることとし、前者についての議論は次節に譲ることにする。

動物への権利拡張論においてシンガーが採用しているアプローチは、「動物の解放」と彼が呼ぶアプローチである。これは、人間の身勝手な目的のために動物が手段として扱われている状況から彼らを解放するために、彼らの道徳的地位を引き上げることが意味している。これは、生存権を自然権として動物に認めるというレーガンのアプローチとは一線を画する点に注意する必要がある。⁷⁷ 現実的には起こりそうもないだろうが、もし自己意識を持ち快苦を経験できる動物のすべての種の生命と人類の生命が二者択一状況に置かれたならば、どちらの種の生きる権利を優先すべきであろうか、という問いにはレーガンらのアプローチでは直接的に答えられそうもない。いずれの種も自然権としての生きる権利を有しているからである。ただ、間接的には答えられなくもない。現時点で人類の生きる権利を優先しておかなければ、将来、生き残った自己意識のある動物種の生命と、自己意識はないが意識はある動物種全体の生命との二者択一状況において、道徳的選択を行使するものがいなくなってしまう。道徳的考慮が存在しなくなることを選択する道徳的判断は意味をなさない。ゆえに、人類の生きる権利の方が優先される、と主張できるかもしれない。

しかし、シンガーにとつては、その道徳的判断は種差別以外のなものでもない。シンガーが主張するように、種そのものによる違いを考慮するのではなく、個体間の利害を比較考慮することにより、種差別を避けることができる。その反面、そのような比較考慮の結果、動物のある個体の生命が人間の生命に優先されるような事態を受け入れなければならないかもしれない⁷⁸、ということをわれわれは覚悟しておかなければならぬ。

さらに、もつとおぞましい事態が生じることも考えられる。論理の上では、個体間の利害の比較考慮によつて、人間のどの個体の生命も選好されない場合も結果としてありうるのだ。(とはいえ、いかなる状況の下であるにせよ、いったい誰が自分の生命よりも動物の生命を選ぶだろうか。)しかし、この場合も先の間接的理由により、人間の個体の生命が全く選好されない事態は回避できるかもしれない。しかし、この間接的理由を強調することは困難である。なぜな

ら、そうすることは、利害の平等な比較考慮に基づいた道徳判断はどう見ても人間にしかできない行為であることを認める限り——私にはそのように思われる——、反種差別主義者が批判する、道徳に関する人間中心主義的な色合いをむしろ帯びてくるからだ。シンガー＝レーガンによれば、道徳的基準は、すべての人間に共通する十分に低いレベルの特質であるがために、人間同士の間だけではなく動物同士の間にも共通する特質に求められなければならない。⁷⁹⁾しかし、実際にシンガーが設定する道徳的基準は、利害の平等な比較考慮に基づく道徳判断というもつぱら人間に特有な高いレベルの能力にあると言わざるをえない。そして、われわれの中には利害の平等な比較考慮に基づく道徳判断能力を欠いた者がいる。ましてや、自己を意識する能力を欠いた者さえいる。ここで、一人の人間を人種の成員としてではなく個体としての人間として扱うというシンガーの原則を当てはめると、人間同士の生命の二者択一状況において、道徳判断能力を欠いた者の生命は選好されないことになる。これを、個々人の間における能力差別とも呼ぶべき態度であると言ふよりは、むしろ純然たる差別である、と思うことは「ホモ・サピエンスという生物種の成員」として自然なことであろう。

疑いもなく、この自然な感情はわれわれ人間の道徳的感覚を形成している部分である。シンガーとレーガンは、われわれが単なる遺伝子学上の（感覚能力ないし自己意識能力を欠いている）成員に対して自然に持つこうした感情を、人間以外の動物に道徳的権利を拡張することにとつての障壁と見なしているのである。それならばなぜこの障壁を取り外してまでも動物の権利拡張を優先しなければならないのだろうか。

それは、われわれがわれわれの種の成員に対して自然に持つ感情が、動物とわれわれ人間との間に越えられない道徳的壁を作ってしまうのだ、とシンガーとレーガンは考えているからにはかならない。二人によれば、その道徳的壁が存在する背景には、動物虐待や動物実験と、ナチスが行ったユダヤ人に対するジェノサイドと麻酔もかけずに行った人体実験とを同列に論じようとする論理が種差別者の内に暗黙裡に働いているからだとされる。⁸⁰⁾今ここでそのような震撼す

る論調に耳を傾けるよりも、次のような、シンガーの別のいくらか穩健なアナロジーに目を向けることによつても、彼らが種差別と人種差別のアナロジーによつて指摘したいことは理解できる。「他の種のことを心配する前に、われわれ自身の種の状況に心を砕くべきではないのか」と問う人がいるかもしれない。だが、この「種」という部分を「人種」に置き換えてみれば、こんな問いは発しないほうがよいと気づくだろう^(註)。しかし、ここで用いられている理屈は便宜主義的なものでしかない。この「種」という部分を「子供」に、「他」を「他人」に置き換えてみれば、この問いはわれわれの本能的感情に沿つた、ごく当然な問いとなるのだ。

シンガーやレーガン自身も、種差別から完全に自由であるのではないことに注意する必要がある。シンガー・レーガンの反種差別論は次のとおりだつた。①われわれは、人間の新生児や精神遲滞児を生体実験に使用することを許さないであろう。それならば、②成長したサルや猫などの人格（自己意識）を備えた動物を生体実験に用いることも同様に許されない。ここで前提にされているのは、①はまずありえないという思い込みである。しかし、本当は、①から②を演繹する必然性はないというより、むしろそれは誤りなのだ。なぜなら、①は②に対して種差別だからだ。実は、シンガー・レーガンの反種差別論は、「われわれは、成長したサルや猫などの動物の生体実験のことを心配する前に、人間の新生児や精神遲滞児の生体実験に心を砕くべきだ」というわれわれの道徳的感情を当てにした議論なのだ。シンガーとレーガンによれば、もしわれわれが①の否定の可能性を受け入れれば、②の否定が可能となる。だが、既に見たように、シンガーは①の否定の可能性を認めてはいるものの、①の否定を明確に述べてはいない。そうであるならば、こうした議論そのものが種差別でなくて何なのだろうか。

(二) 世界観と権利

以上、シンガーとレーガンの動物に対する権利拡張論批判を集合Aと集合Bの条件の下で行った。シンガーとレーガンによる動物への権利拡張論には、われわれにとつて現実的には許容困難な主張が含まれていることが明らかにされた。次に、われわれが、動物の扱いに対して欺瞞的であることなく、人間の道徳的優位性を認めるために採用する第二の方法について考えてみよう。その方法とは、集合Aを否定ないし拒否することである。そもそも集合Aと集合Bを受け入れなければならぬ必然性などどこにもないのだ。集合Aと集合Bの命題の中で、非 채식주의者であつても認めてよいと思えるのは、(i)と(ii)であろう。すなわち、動物も人間と同様、可能な限り苦痛を避け快適さを求めているのであるから、快適であることは動物にとつて利益である、ということには反論しようがない。実際、大多数の人が動物虐待を法的に禁止することには賛成であろう。問題は、この利益と人間の利益が利益であることにおいて、そしてその限りにおいて、区別されてはならない、ということである。言い換えると、両者は利益であるというただそれだけの理由から、動物と人間に対して同じ道徳的考慮がなされるべきだ、と考える点の問題なのである。

これは、シンガーの倫理学の基礎体系である集合Aを支えている命題(2)の主張である。しかし、この命題の正当性とは何なのだろうか。その正当性は、人間と、動物を含む自然の關係についてアプリオリな理解を与える役割を演じる(あるいは、担っている)宗教、ある種の哲学ないし形而上学、イデオロギー、文化の道徳的規範などの否定に依存している。シンガーは、何が倫理であり、何が倫理でないのかについての論証の中で、彼の功利主義とは合入れない倫理観を生み出している、いくつかの主だった倫理的動因をあらかじめ排除した上で、倫理的推論の論証へと移って行く。そうすることにより、シンガーは、倫理的推論の第一段階である倫理以前の思考段階において、実際には様々な倫

理の見地を生み出す倫理的動因が存在しているにもかかわらず、それらがあたかも実在しないかのような論理的状況を作り上げ、感覺能力と理性的自己意識能力に基づいた利益に対して平等な考慮を行うことこそが唯一道徳的に普遍化可能な見地である、という考えをわれわれに受け入れさせようとしているのだ。宗教等の倫理的動因を倫理以前の思考段階から一掃してしまえば、後に残る道徳的選択肢は、確かに、道徳的世界にできる限り多くの種類の生物が住むことが可能となるような、成員の判定基準を彼ら全員に共通する何らかの特徴に求めることとなるだろう。しかし、その判定基準は恣意的なものであることは、既に見たとおりである。宗教とか文化の道徳的規範は、シンガールの言うように、彼のいわば自然主義によつて取つて代わられるものなのだろうか。

人間以外の高等動物とは違い、人間は人生の意味や倫理・道徳を宗教によつて理解してきたし、現在でもそうである。そして、これからもそうであろう。それ以上に、宗教には、過去・現在・未来の意義についてわれわれに指針を与えたり、われわれが考え判断・決断し行動することにおいて、ものごとについてわれわれが持っている基本的諸信念のひとまとまりの枠組みを形成する働きがある。そして、宗教的行為は、人間だけに特有な特徴である。仮にこのような働きをなすものを世界観と呼ぶことにしよう。⁽⁸³⁾ 世界観は、われわれが意識しようがすまいが、生きるための指針として既に機能している。そして、すべての人がそれを持っているがゆえに、世界観は特定の知的訓練を受けた人の学術的営みとは区別される。世界観は、前―理論的、前―科学的である。むしろ、それは、科学や理論よりもつと基礎的な認識(もの見方・とらえ方)の段階に属しており、それらが基本的に有している前―理論的見方・前提であると言えよう。世界観は、世界の事柄全般においてわれわれを方向づけ、われわれの出会い様々の出来事や現象の中で意義あるものとするでないもの、正しいことと間違っていることをわれわれに識別させるゆえに、シンガールの主張に反して、必ずしも前―倫理的であるとは限らないという側面を持っている。そういう意味において、世界観は、人間行動の様式を説明する場合に、圧倒的に重要かつ決定的な要因である。人間は、本質的に世界観が与える方向性と指針なしには生きて

いけない存在である。われわれが、生活上の緊急事態（宗教的・倫理的・政治的・性道徳的問題等）に直面する時、直ちにわれわれの基本的信念が表面化するものである。それでは、シンガー・レーガンの倫理学が立脚する世界観とは何であろうか。

われわれの目的は、シンガー・レーガンの世界観の全貌をつきとめることではない。だが、次の点は押さえておく必要がある。シンガー・レーガンの動物に対する権利拡張論の根底には、感覚を持つ個体（ないしは主体）を中心に据える視座があると言つてよい。このことと、諸個体の生命に対する利益についての選好が理性的な自己意識の有無によつて決められることからして、彼らの倫理学の方法論は、広義において個人主義であり——むしろ、個人主義と呼ぶのが適切だろう——、狭義において理性主義である、と言つてよいだろう。ただ、これまでの理性主義と個人主義と違う点は、道徳の領域を人間以外の動物に開放した点である。言い換えると、感覚能力を持ち、理性的で自己を意識する能力を持つ個体（個人）からなる集合に動物を含めたことである。この集合が集合Aと集合Bからなる集合である。しかし、この集合が依存している根本命題(2)は、シンガー・レーガンの世界観以外の世界観の否定を意味しているのであった。実際、シンガーは『実践の倫理』の序論の中で、宗教的世界観に基づく倫理観と形而上学的教説に結びついた倫理観を、彼の言うところの「倫理」から始めから排除した上で議論を展開している。しかし、既に述べたように世界観の特徴からして、倫理的推論そのものが何らかの世界観の影響から逃れられるのではない。このように考えると、命題(2)はシンガー・レーガンの世界観を彷彿するものと考えられるのである。「動物の権利」および「動物の解放」は、以上のような個体主義的世界観と結びついているのだ。

したがって、「動物の権利」および「動物の解放」が最も普遍的な道徳的立場であるという主張を他の世界観が受け入れること、あるいは少なくとも、それらの立場が広く受け入れられていくのを期待することは困難であると言わざるをえないであろう。だからといって、そういうことを期待してはならないというわけではない。宗教的・文化的・民族

的に独立な単一の道徳上の原理によつて、動物の扱いに關するわれわれのこれまでの道徳的信念が根本的変更を迫られるとはありうることである。とはいへ、その信念は、われわれが判断し決断し行動することにおいて、ものごとについてわれわれが持つている最も基本的枠組みである以上、シンガーやレーガンたちの教説に同意することは世界観の転向を意味する。しかし、宗教的・文化的・歴史的に異なる多様な社会が動物の扱いに關してわれわれに要求することは、一つの世界観による倫理的教説に還元しえないのだ。ましてや、こうした多様な社会に住み、異なる世界観の中で生きていく多くのわれわれの道徳的行為が、多くの場合、動物に対する残虐行為であることを認めてこれを改めることは、人間のために動物の生命を奪うことが人種差別と同様に許されない差別行為であるということに直接には結びつかないのである。

もちろん、「動物の権利」を特定の世界観と結びついた倫理学に求めること自体に問題があるのではない。また、動物虐待を法的に禁止することに問題があるのではない。もつと言へば、すべての動物の生命を人間が奪う行為を人間が禁ずることに問題があるのではない。問題は、シンガー・レーガンの個体主義的世界観によつてもたらされる、個体の権利という考えにある。これまでの議論との関連において、三つの問題を指摘したい。一つめの問題は、権利と権力の衝突である。彼らの権利の概念の焦点は、権利の源泉としての個体 (individual)、すなわち主体 (subject) に置かれている。権利の付与を決定するのは個体の自己意識の有無なのである。一見、個体に自己意識があるかどうかということ、は、権利の実際の内容を決定するのでは全くないように思える。個体の自己意識の有無は、個体が利益を追求することに対する必要十分条件であつた。しかし、この個体が関心事や利益を持つということは、その個体の意識の表現である。そして、権利は、自己意識を持つ個体の意識が及ぶ範囲にわたつて、つまり利益ないし関心事の及ぶ範囲において、その個体の意識の表現となるのだ。となると、その個体の権利の限界をどのように設定し、いかにしてこの権利と他の個体の権利との衝突を防いだらよいのか、という問題が生じてくる。もし権利が個体の関心事ないし利益の表現である

ならば、言い換えると、もし権利とは個体間の利益の主張であるならば、個体間において利益が衝突する時には必ず権利が衝突するということになる。そして、そのような場合において、それぞれの利益が（人間であれその他の動物であれ）等しく自己意識を有する個体の利益であれば、利益の衝突を回避することがさらに困難となる。

権利と主体性 (subjectivity) との同一化は、二つめの問題と結びついている。シンガー＝レーガンの個体主義は、権利を感覚能力と自己意識能力に基づく利益に帰着させ、これを倫理として指定する。これは、権利が政治的秩序に先だって存在し、政治的秩序は権利の産物として理解されることを意味する。このような権利理論においては、立法府における政治の役割は権利を制定することではなく、ただ承認することであるに過ぎない。その結果、政治的活動はかなり制限されてしまう。この見解によれば、権利は、利益の平等な比較考慮、すなわち権利の平等な比較考慮に先行するものである。これは、命題(2)が集合Aに先行することからも理解できる。シンガーとレーガンは、何が正義に適い、何がもとののか、という表現の仕方はいないのだが、倫理的に正しいとされる第一のものは、まぎれもなく権利(利益)の平等な比較考慮であることは明らかである。したがって、シンガー＝レーガンの権利理論においては、権利(利益)は正義(平等な比較考慮)に先行するのである。正義の内容は権利によって与えられると言えよう。われわれが権利(利益)を越えて訴えることができるものは何もないということになる。しかし、実際に利益が権利として承認され守られるのは法律とされることによってである。この点はきわめて重要である。権利を承認したり法制化したり訴えたりできるのは、人間だけである。そして、人間主体だけに備わっている政治的・司法的機能は、動物にも備わっている。シンガーが主張する感覚的機能(感覚能力)と論理的機能(理性的自己意識)に比べて、もつと複雑で高次の機能である。もちろん、シンガーの言うように、このようなことがすべての個人に可能であるということではない。しかし、だからと言って、シンガーとレーガンのように、人間主体に一般的に備わっている政治的・司法的機能を不当に過小評価し、感覚的機能と論理的機能だけを倫理の対象とするのは、この機能によって実現される権利を、人間主体の前一政

治的機能である感覺的機能と論理的機能に還元してしまうことを意味するのだ。これら二つの機能を持つていないか、あるいは少なくとも十分に發揮できない個人は、当然、いかなる権利をも認められないであらう。このような帰結に至らないためにも、政治的・司法的機能が、われわれ人間だけに、普遍的にはないにしても、一般的に備わっている能力であることを再認識する必要がある。歴史を振り返ってみても、それが権利であると適切に呼べるような、政治的制度に先行して存在するものがあつたという事実はないのである。権利の歴史についてわれわれが知っていることは、権利は国家と安定した法的關係が擴張されるに伴つて出現し擴張されるものである、ということなのである。

最後に、シンガー＝レーガンの権利理論では、集団の権利 (group rights) という考えは出てこない。彼らの権利論は、個人主義の変種である、彼らの個体主義がもたらす帰結である。おそらく、彼らはつぎのように反論するだろう。ある集団の権利はその集団に共通の利益に基づくものである、と。しかし、究極的なもの (宗教上の信仰とか宗教的世界観・人生観) によつて結ばれているある集団の権利は、単なる利益を共通とすることによつて成り立っている集団の権利に比べて、独自性が強く、強い倫理的連帯感や道徳的一体感に根ざしたものである。たとえば、イヌイット等の少数民族の文化、宗教、ないし世界観・人生観には非常に際立つた独自性が認められる。イヌイットと同じ利益を共有しているというだけの理由で、外部の者がイヌイットの一員と認められるのではない。成員として受け入れられるためには、少なくとも、共通の利益が、イヌイットの独自で最も根本的な行動規範と深く結びつくものでなくてはならない。そして、この行動規範は、個人よりも部族全体の利益を優先する倫理的規範である。⁸⁵ 個人 (個体) の利益を倫理の中心に据えるシンガーとレーガンの倫理的規範は、イヌイットの倫理的規範と対極に置かれる一つの世界観なのである。そして、イヌイットのように、このような世界観とは全く異なる世界観がもたらす倫理的規範に従つて生きている人々にとつて、理性的でないとか、自己意識が足りないとか、感覺能力を失つてしまつたとかの理由で、彼らの成員を道徳的権利を認められるに値しない存在として自分たちの部族から排除することは、到底受け入れられるものではない。彼

らにとつて、一頭のアザラシの扱いに對してよりも、そのような成員に對して道德的優位性を認めることは、そのアザラシの扱いに對して欺瞞的であることを意味しない。

以上の考察から次のように結論付けられる。シンガー・レーガンの權利理論は、個人ないし個体を中心に据えるという、西欧文化にきわめて特徴的に見られる世界觀の上に成り立っていることからして、この世界觀がもたらす倫理的見地は普遍的であるとは到底言いきれないのである。したがつて、集合Aを受け入れなければ道德について議論する資格がわれわれにはない、ということにはならないのである。

おわりに

シンガーに代表される動物の(道德的)權利に關する功利主義的學說の根本は、喜び(幸福)と苦しみ(痛み)を感じる能力に基づく利益こそが利益の保有者が道德的に扱われるべき(利益を平等に考慮されるべき)必要条件であり、理性的で自己意識能力に基づく利益が道德的權利の享受者か否かを決定する十分条件である、という点にある。この學說によれば、このような道德的存在者の利益の平等な比較考慮が道德的基準なのであるから、その限りにおいて、動物も、人間と同様、道德的存在であるとされる。したがつて、道德的存在である動物は自らの利益の選好に對して權利を持つのだという。しかしながら、人間の道德上の地位を引き下げることなく動物の地位を高める、というシンガーらの目的は、達成されたとは言いがたい。シンガー・レーガンの權利理論においては、利益の比較考慮の結果、人間主体の中には、却つて、高等な動物に認められる以上の權利を認められない者がいることとなる。これは、シンガー・レーガンの權利理論の、個人主義の変種である個別主義に由来する。このような世界觀に基づいた權利理論は、個人ないし個

体の権利・利益の優先よりも集団全体の権利・利益を優先する部族や少数民族の世界観を包摂できる普遍的な倫理的見地を提供するものではないのである。シンガー＝レーガンの権利理論では、動物を道徳的主体とみなしているかのようであるが、快苦を感じるというだけでは、動物は道徳的主体ではない。動物に対する人道的扱いが人間主体に求められているということには、だれも反対しないだろう。それならば、動物は道徳的客体であるということと十分なのである。人間には、他の動物に一般的にも普遍的にも備わっていない、いくつかの機能が一般的に備わっている。たとえば、道徳的・倫理的比較考慮をする機能、政治的活動を営む機能、そして宗教的信仰の機能は、他の動物が持っている様々の機能よりも複雑で高次の機能である。そして、権利は、政治による権利の法制化や執行とそれらの歴史的発達と、宗教的世界観と深く関わっているのである。シンガー＝レーガンの権利理論は、人間主体に特有なこれらの機能を無視ないし過小評価することにより、権利を付与される条件をこれら高次の機能からより低い感覚機能と（理性的機能も含む）自己意識機能に還元してしまうのである。

注

- (1) 権利拡張の歴史に問しての詳細な論述は、ロデリック・F・ナッシュ著、『自然の権利——環境倫理の文明史』、岡崎洋 監修、松野弘 訳、一九八九年を参照。
- (2) K・S・シュレーダー＝フレチェットは、『環境の倫理(上)』(pp. 162-181)に収録された論文、「倫理と自然物の権利」の中で、環境保護団体シエラ・クラブが米国農務省森林局を相手取って起こした訴訟について述べている。この訴訟は、森林

局がウオルト・デイズニー社に対して与えた、カリフォルニアのシエラ・ネバタ山脈の鳥獣保護区ミネラル・キング渓谷開墾許可の差止命令に対することで、彼は、連邦最高裁判所の、次のような興味深い判決結果を報告している。「……裁判官たちは第九巡回裁判所の裁定を支持したのである。しかし、ダグラス判事は反対意見を書いた。彼は、被害をこうむりつつある無生物の名前で、環境問題を訴訟に持ち込むことを認める新しい連邦規則を提案した。ダグラスの意見は通らなかつたが、投票した七人の判事のうち三人はダグラスの意見を支持した。おそらく彼らはシエラ・クラブ訴訟について、ミネラル・キング渓谷が利害の当事者であり、シエラ・クラブはその後見人であると解釈したのであろう。四対三で裁決されたので、自然には「当事者適格」が与えられなかつたが、にもかかわらず、この訴訟における多数意見は、その考え方に対して冷たいものではなかつた」。K・S・シュレーダー『フレチエット編、『環境の倫理(上)』、京都生命倫理研究会訳、晃洋書房、pp.164-65.以下Sと表記。

- (3) 私はシンガーの議論を主に検討することにする。シンガーの方が多くのより体系的な叙述をなしているからである。シンガーの代表的著作は *Animal Liberation* (London: Pimlico, 1975) と *Practical Ethics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1993) である。これらの著作には基本的立場上の差異はないが、後者は若干の修正はあるものの前者に向けられた様々な批判を下敷きに書かれているので、本稿はもっぱら後者を参照にしている。以下 *Animal Liberation* をALと表記し、引用したページ番号は英文のものによる。P・シンガー、『実践の倫理』、山内友三郎・塚崎智 監訳、昭和堂、一九九六年。以下PEと表記。『動物の解放』、戸田 訳、技術と人間、一九八九年。引用部分の訳は、これらの翻訳書とは必ずしも一致しない。

- (4) PE, 66.
(5) PE, 66. 強調部分はシンガー自身による。
(6) PE, 15.
(7) シンガーは、その他に倫理ではないものとして、短い単純なルールの体系であるとしばしば思い込まれている「性に関する一連の禁止」と「理論上は全く崇高であるが実践上役に立たない理想的な体系」をあげており (PE, 45)、宗教上の倫理と形而上学的倫理が後者に含まれる。
(8) PE, 7.

- (9) PE, 7.
- (10) シンガーとレーガンには、「一般的」という言葉と「普遍的」という言葉の意味を混同しているように思われるフシがある。
この点については第二章二節で論じることとする。
- (11) PE, 9.
- (12) PE, 13-14.
- (13) PE, 10.
- (14) PE, 14.
- (15) PE, 27.
- (16) PE, 16.
- (17) PE, 16-17.
- (18) PE, 17, 105.
- (19) PE, 17-18. 強調部分はシンガー自身による。
- (20) PE, 84.
- (21) PE, 17.
- (22) PE, 24-25.
- (23) PE, 36.
- (24) PE, 28.
- (25) PE, 24.
- (26) PE, 36.
- (27) PE, 43.
- (28) PE, 28.
- (29) PE, 30.
- (30) PE, 30.

- (31) PE, 29.
- (32) PE, 25.
- (33) PE, 26.
- (34) PE, 26.
- (35) PE, 26.
- (36) シンガーが、『科学の犠牲者たち』*Victims of Science* (London: Davis-Poynter, 1975) の著者Richard Ryderから借用した表現である。
- (37) PE, 63-140.
- (38) AL, 229.
- (39) PE, 66.
- (40) PE, 66.
- (41) PE, 66.
- (42) PE, 79. ヒューター・シンガー著「動物の解放」、p. 194. シュレーダー＝フレチェット編、『環境の倫理(上)』、pp. 187-207に収録。
- (43) PE, 69, S, 200.
- (44) S, 200.
- (45) マイケル・フォックス著『動物の解放』——一つの批判、シュレーダー＝フレチェット編、『環境の倫理(上)』、pp. 208-232に収録。pp. 211-212. ALとFと表記。
- (46) AL, 6.
- (47) シンガーは、レーガンと自分のアプローチの違いを認めつつも、生命の価値の序列の判定基準を自己意識の有無に求める自分の立場と、生命の主体 (subjects-of-a-life) に求めるレーガンの立場とが基本的には同じものであると論じている。
Peter Singer, "Animal Liberation or Animal Rights?" *The Monist*, Vol. 70, No. 1, 1987. 3-14. 以下、ALARと表記。
- (48) PE, 89.

- (49) PE, 94.
- (50) PE, 94. 括弧内の挿入は筆者による。
- (51) PE, 71.
- (52) PE, 71.
- (53) PE, 71.
- (54) PE, 100. 他の箇所では「シンガーは、人格を「自分たちを過去と未来を持ち、他とはつきり異なる存在として意識している存在」(PE, 124)と見なしている。」
- (55) PE, 121-122.
- (56) PE, 83.
- (57) PE, 131.
- (58) AL, 19.
- (59) PE, 128.
- (60) PE, 129.
- (61) PE, 77.
- (62) PE, 78.
- (63) PE, 78.
- (64) PE, 113-115.
- (65) PE, 136.
- (66) PE, 136.
- (67) AR, 6-10.
- (68) PE, 139.
- (69) PE, 85.
- (70) PE, 89.

- (71) AL, 8.
- (72) AL, 9.
- (73) F, 212. Michael A. Fox, *The Case for Animal Experimentation* (Berkeley: University of California Press, 1986) を参照。
- (74) キ・サイエンティスト誌に掲載されたマイケル・フォックスの編集者宛ての手紙を参照。 *The Scientist*, December 15, 1986. フォックスの "Animal Experimentation: A Philosopher's Changing Views" in *Between the Species* 3: 55-60 (1987) へ *Animals' Agenda* 三月号 (一九八八) に掲載された彼の対談を参照。
- (75) F, 212.
- (76) AL, 6.
- (77) ALAR, 3-5. AL, 8.
- (78) AL, 19.
- (79) Peter Singer, "Equal Consideration for Animals" in *Animal Rights* (New Jersey: Prentice Hall, 1989), pp. 73-86, p. 81.
- (80) AL, xi, 83-84. Tom Regan, "The Moral Basis of Vegetarianism" *Journal of Philosophy* 5, No. 2 (October 1975), pp. 181-214.
- (81) S, 195. 同じような議論は、次の論文にも見られる。 Peter Singer, "Equal Consideration for Animals," pp. 85-86, PE, 4-18.
- (82) 動物の権利擁護論者であるジェイムズ・ラケルは、礼拝という行為は人間に特有な行為であるがゆえに、礼拝する権利は人権であると言ふ。 James Rachels, "Why Animals have a Right to Liberty" in *Animal Rights*, pp. 122-131.
- (83) 宗教は多くの世界観のうちのひとつであると言ふ。 James Rachels, "Why Animals have a Right to Liberty" in *Animal Rights*, pp. 122-131.
- (84) Timothy A. Schouls, "Liberal Democracy and Canada's Aboriginal Peoples: Negotiating Basic Group Rights within the Framework of Political Individualism, 1969-1988." Unpublished master thesis submitted to the Institute For Christian Studies in 1989.